

第12回 それは他の法律で規制

されているかも……

法務・コンプライアンス室

(監修 弁護士 三浦雅生)

「小学生を対象とした野外体験と自家用車での送迎を組み合わせたプログラムを作って参加者を募集したいのですが、旅行業の登録を取らなければなりませんか」、「農家民泊と農業体験とを組み合わせる参加者を募集したいのですが……」というような質問を受けます。今回は、この質問をキーワードにして旅行業法とサービス提供業者を規制している法律との関係を考えてみたいと思います。

このような質問に共通して見られるのは、旅行者が旅行を構成するサービスを包括的に旅行者に提供しており、これを旅行業法が規制していると考えていることです(図-1)。しかし、旅行業法が規制をしているのは、運送サービスまたは宿泊サービスを手配したり、それに付随するサービスを手配することであり、実際に運送や宿泊などの個々のサービスを旅行者に提供する行為は旅行業法では規制していません。旅行を構成する個々のサービスの提供については、別の法律で規制されている場合が多いです(図-2)。

冒頭の質問の野外体験プログラムのケースでは、もし貸切りバスを使うのであれば旅行業の登録を受けなければならぬとは言ってもありませんが、自家用車で運送するのであれば旅客自動車運送事業の許可を受けなければ

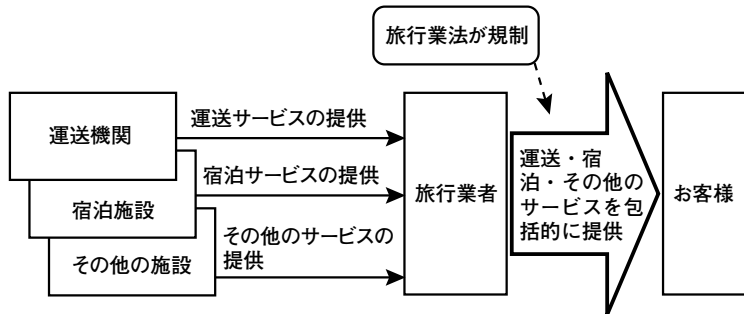
ならない可能性があります。道路運送法では自動車を使って旅客を運送する事業は旅客自動車運送事業の許可を受けなければならないとされています。また「農業体験民泊」を事業として実施する農家は旅館業法に基づく許可を受けなければならないかどうかを確認することが必要です。

最近では、ラフティング業者が送迎サービスを組み合わせるなど、特徴的なサービスを提供する事業者がそれぞれに付随するサービスを組み合わせるプログラムとして販売するケースが見受けられます。旅行者がこれを購入して募集型企画旅行として企画・実施する場合に「旅行業法上問題がないか」との質問を受けることがあります

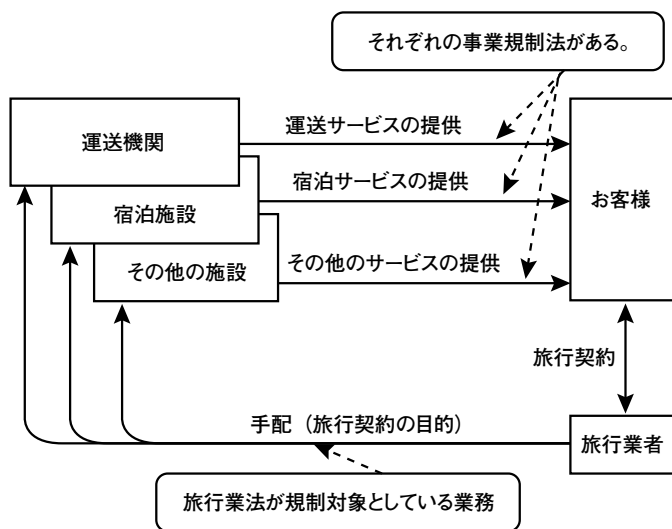
が、このような場合は、そのプログラムを構成するサービスを分解して、それらの一つにつき事業規制がかかっているのか、そしてプログラムの運営事業者

旅行業法と個々の事業規制法との関係 (模式図)

陥りがちな誤解 (図-1)



実際の旅行業法・旅行業約款上の構成 (図-2)



が法律で要求されている許可の取得や届出などをきちんと済ませているのかをチェックする必要があります。旅行業法では違法なサービスの提供を手配することなどを禁止しているからです。

私たち旅行者はそれら全ての規制についての知識を持ち合わせてはいないので、実務面ではプログラムの実施者に対して必要な事業規制法をクリアしていることを確認するのが現実的でしょう。私たちに必要なのは「もしかすると、これには法的な規制がかかっているかも知れない」と感じる感性とそれを確かめる小まめさです。

(平石)



⑦ 次のうち、ジャングルの木々に架けられた吊り橋を渡るアクティビティはどれ。

- a ナイト・ウォーク
- b ビンタン・ウォーク
- c ジョンカー・ウォーク
- d キャンピニー・ウォーク